議案第２６号

京丹後市消防団条例の一部改正について

京丹後市消防団条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和４年２月２５日提出

京丹後市長　中　山　　泰

提案理由

まちの安全・安心の要として活動いただいている消防団員の処遇改善に向けて、消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」により、報酬の額等が示されたことを踏まえ、条例中の報酬額を引き上げるほか所要の改正を行うものである。

（別記）

京丹後市消防団条例の一部を改正する条例

京丹後市消防団条例（平成１６年京丹後市条例第２１９号）の一部を次のように改正する。

第５条の次に次の１条を加える。

（休団）

第５条の２　消防団活動に長期間従事することができない消防団員は、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。この場合において、休団をすることができる期間は、休団１回につき、３年を超えない範囲とする。

２　消防団員が、休団又は消防団活動への復帰（以下「復団」という。）をしようとするときは、あらかじめ団長の承認を受けなければならない。

３　休団中の消防団員が復団したときの階級は、休団をした日に当該消防団員が所属していた階級とする。

４　休団中の消防団員については、第６条第２項第２号、第１１条第１項及び第３項の規定は、適用しない。

５　休団した期間は、京丹後市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成１６年京丹後市条例第２２１号）第５条の勤務年数に算入しないものとする。

第１１条第１項ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改め、同条第５項第１号中「水火災」を「災害」に改める。

第１２条中「水火災その他の」を削る。

第１３条の見出し中「消火、水防等」を「災害対応」に改め、同条中「水火災その他の」を削る。

第１４条（見出しを含む。）中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第１項中「別表第１のとおり報酬」を「別表第１に規定する年額報酬」に、同項後段中「ただし」を「この場合において」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項中「水火災」を「災害」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　休団中の消防団員には、休団をした期間に応じて別表第１に規定する年額報酬の額を日割りにより計算した額（当該額に１円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。

第１５条（見出しを含む。）中「手当」を「出動報酬」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、休団中の消防団員には、出動報酬を支給しない。　別表第１中「報酬」を「年額報酬」に、「３３，０００円」を「４０，０００円」に、「１９，０００円」を「３６，５００円」に改める。

別表第２中「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 出動手当 | 災害現場に出動し、その業務に従事した消防団員 | １件につき　１，６００円 | 半期分を１０月及び４月 |
| 訓練手当 | 教養訓練その他の訓練に参加した消防団員 | １件につき　１，５００円 | 半期分を１０月及び４月 |

」を「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 災害 | 災害現場に出動し、その業務に従事した消防団員 | １回につき<br>３時間以内　３，０００円<br>３時間を超え５時間以内　５，０００円<br>５時間超　８，０００円 | 半期分を１０月及び４月 |
| 訓練、警戒 | 教養訓練その他の訓練又は警戒に従事した消防団員 | １回につき　２，０００円 | 半期分を１０月及び４月 |

備考

１　この表の災害には、行方不明者の捜索を含む。

２　一の災害において、最初に従事したときから２４時間を１日とする。

３　災害の場合、１日における支給額は、８，０００円を上限とする。

」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行し、改正後の京丹後市消防団条例の規定は、同日以後に支給すべき年額報酬並びに同日以後に従事した災害の対応、訓練及び警戒について支給すべき出動報酬から適用する。

京丹後市消防団条例(平成16年京丹後市条例第219号)新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
| --- | --- |
| 京丹後市消防団条例<br>平成16年4月1日<br>条例第219号 | 京丹後市消防団条例<br>平成16年4月1日<br>条例第219号 |
| 第1条～第5条（略） | 第1条～第5条　（略） |
| | (休団)<br>第5条の2　長期間消防団活動に従事することができない消防団員は、消防団活動の休止(以下「休団」という。)をすることができる。この場合において、休団をすることができる期間は、休団1回につき、3年を超えない範囲とする。<br>2　消防団員が、休団又は消防団活動への復帰（以下「復団」という。）をしようとするときは、あらかじめ団長の承認を受けなければならない。<br>3　休団中の消防団員が復団したときの階級は、休団をした日に当該消防団員が属していた階級とする。<br>4　休団中の消防団員については、第6条第2項第2号、第11条第1項及び第3項の規定は、適用しない。<br>5　休団中の期間は、京丹後市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成16年京丹後市条例第221号)第5条の勤務年数に算入しないものとする。 |
| 第6条～第10条　（略） | 第6条～第10条　（略） |
| (服務規律)<br>第11条　消防団員は、団長の招集によって出動し、服務するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、服務しなければならない。 | (服務規律)<br>第11条　消防団員は、団長の招集によって出動し、服務するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、服務しなければならない。 |
| 2～4　（略） | 2～4　（略） |
| 5　消防団員は、次の事項を遵守しなければならない。<br>(1)　住民に対して常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。<br>(2)～(8)　（略） | 5　消防団員は、次の事項を遵守しなければならない。<br>(1)　住民に対して常に災害　の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。<br>(2)～(8)　（略） |

| 現行 | 改正案 |
| --- | --- |
| （出動した場合の注意）<br>第12条　消防団が水火災その他の災害の現場に出動したときは、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。<br>(1)～(4)　（略）<br>（消火、水防等の活動）<br>第13条　水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて水火災その他の災害の防御及び鎮圧に努めなければならない。<br>（　　報酬及び費用弁償）<br>第14条　消防団員には、別表第1のとおり　　報酬を支給する。ただし　　、2以上の階級を兼ねたときは、上部の階級の額を支給するものとする。<br>2　前項　の　　報酬は、毎年6月及び12月の2期に、それぞれの半期分を支給する。<br>3　消防団員が水火災、訓練等の職務に従事した場合においては、予算に定める範囲内において費用弁償を支給する。<br>4　（略）<br>（手当　　）<br>第15条　消防団員に手当　　を支給し、その種類、支給対象者、支給額及び支給時期は、別表第2のとおりとする。　　<br>第16条～第20条（略）<br>別表第1(第14条関係)<br>階級 / 報酬　　の額<br>団長 / 年額　189,000円<br>副団長 / 年額　123,000円 | （出動した場合の注意）<br>第12条　消防団が　　災害の現場に出動したときは、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。<br>(1)～(4)　（略）<br>（災害対応　　の活動）<br>第13条　　災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて　　災害の防御及び鎮圧に努めなければならない。<br>（年額報酬及び費用弁償）<br>第14条　消防団員には、別表第1に規定する年額報酬を支給する。この場合において、2以上の階級を兼ねたときは、上部の階級の額を支給するものとする。<br>2　休団中の消防団員には、休団をした期間に応じて別表第1に定める年額報酬の額を日割りにより計算した額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を支給する。<br>3　第1項の年額報酬は、毎年6月及び12月の2期に、それぞれの半期分を支給する。<br>4　消防団員が災害　、訓練等の職務に従事した場合においては、予算に定める範囲内において費用弁償を支給する。<br>5　（略）<br>（出動報酬）<br>第15条　消防団員に出動報酬を支給し、その種類、支給対象者、支給額及び支給時期は、別表第2のとおりとする。ただし、休団中の消防団員には、出動報酬を支給しない。<br>第16条～第20条（略）<br>別表第1(第14条関係)<br>階級 / 年額報酬の額<br>団長 / 年額　189,000円<br>副団長 / 年額　123,000円 |

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>分団長</td><td>年額　96,000円</td></tr>
<tr><td>副分団長</td><td>年額　57,000円</td></tr>
<tr><td>部長</td><td>年額　43,000円</td></tr>
<tr><td>班長</td><td>年額　33,000円</td></tr>
<tr><td>団員</td><td>年額　19,000円（支援団員にあっては、5,000円）</td></tr>
</table>
別表第2（第15条関係）
<table>
<tr><th>種類</th><th>支給対象者</th><th>支給額</th><th>支給時期</th></tr>
<tr><td>出動手当</td><td>災害現場に出動し、その業務に従事した消防団員</td><td>1件につき　1,600円</td><td>半期分を10月及び4月</td></tr>
<tr><td>訓練手当</td><td>教養訓練その他の訓練に参加した消防団員</td><td>1件につき　1,500円</td><td>半期分を10月及び4月</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>分団長</td><td>年額　96,000円</td></tr>
<tr><td>副分団長</td><td>年額　57,000円</td></tr>
<tr><td>部長</td><td>年額　43,000円</td></tr>
<tr><td>班長</td><td>年額　40,000円</td></tr>
<tr><td>団員</td><td>年額　36,500円（支援団員にあっては、5,000円）</td></tr>
</table>
別表第2（第15条関係）
<table>
<tr><th>種類</th><th>支給対象者</th><th>支給額</th><th>支給時期</th></tr>
<tr><td>災害</td><td>災害現場に出動し、その業務に従事した消防団員</td><td>1回につき<br>3時間以内　3,000円<br>3時間を超え5時間以内　5,000円<br>5時間超　8,000円</td><td>半期分を10月及び4月</td></tr>
<tr><td>訓練、警戒</td><td>教養訓練その他の訓練又は警戒に従事した消防団員</td><td>1回につき　2,000円</td><td>半期分を10月及び4月</td></tr>
</table>
備考<br>
1　この表の災害には、行方不明者の捜索を含む。<br>
2　一の災害において、最初に従事したときから24時間を1日とする。<br>
3　災害の場合、1日における支給額は、8,000円を上限とする。<br>
附　則<br>
この条例は、令和4年4月1日から施行し、改正後の京丹後市消防団条例の規定は、同日以後に支給すべき年額報酬並びに同日以後に従事した災害の対応、訓練及び警戒について支給すべき出動報酬から適用する。
</td></tr>
</table>

【議会基本条例第8条第1項関係】

# 政策等の形成過程の説明資料

令和　4　年　3　月 定 例 会

| 議案の件名 | 議案第26号<br>京丹後市消防団条例の一部改正について | 政策等の区分 | 計画　・　事業　・　(条例)<br>その他（　　） |
|---|---|---|---|

≪政策等の概要≫

近年の災害の多発化・甚大化に伴い、消防団に求められる役割は多様化する中、全国的に少子化の進展や被雇用者の割合の増加を背景に、消防団員の確保が困難となってきている現状に対し、その充実強化を図る一つの方策として、国から消防団員の報酬等の基準が示された。

これを踏まえ、本市消防団員の報酬の改定を行うとともに、介護、育児、転勤といった消防団員を取り巻く社会環境の変化への対応を図るべく、休団制度を新たに設けるものである。

≪市民参加の状況≫

有　・　(無)　（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）

≪財源措置の状況≫　（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）　（単位：千円）

| 総事業費 | 国庫支出金 | 府支出金 | 市債 | その他 | 一般財源 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

≪政策等の必要性≫

消防団員一人ひとりが担う役割の重要性に鑑み、その労苦に報いるための適切な処遇等を講じ、地域防災力の中核的存在として欠くことのできない消防団組織、体制の維持を図る必要がある。

≪将来にわたる効果及び経費の状況≫

この処遇改善を通し、消防団員の士気向上、消防団員ご家族の理解、さらには、消防団員の確保にもつなげ、より安全で安心な災害に強いまちづくりを推進する。

≪提案に至るまでの経緯≫

R3．4.13　消防団員の報酬等の基準の策定等について（消防庁長官通知）
R4．1.18　京丹後市特別職報酬等審議会（諮問）
R4．2．4　京丹後市特別職報酬等審議会（答申）
R4．2．7　例規審査委員会

≪総合計画等の整合≫

| 総合計画計画項目 | 10 | 地域ぐるみによる消防・救急・防災体制の充実 |
|---|---|---|

○その他の計画(該当する場合のみ)

| 計画名称 | |
|---|---|
| 策定年度 | |
| 計画期間 | |

≪政策等の実施時期≫

令和４年４月１日から施行する。

| 担当部局 | 担当課 | 添付資料（有の場合は、その名称） |
|---|---|---|
| 消防本部 | 総務課 | 有・(無) |

令和４年２月４日

京丹後市長　中　山　泰　様

京丹後市特別職報酬等審議会
会　長　　中　井　均

特別職の報酬の額について（答申）

令和４年１月１８日付け３人事第１４０３号－２で諮問のあった「京丹後市消防団員の報酬の額の改定等」について、慎重かつ厳正に審議を行った結果、下記のとおり答申いたします。

記

１　審議の結果

京丹後市消防団員の報酬の額については、令和３年４月１日付け消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定について」及び本市における消防団活動の重要性を踏まえ審議し、次の結果となった。

（１）年額報酬

| | | | |
|---|---|---|---|
| 団長 | 年額 | １８９，０００円 | （現行どおり） |
| 副団長 | 年額 | １２３，０００円 | （現行どおり） |
| 分団長 | 年額 | ９６，０００円 | （現行どおり） |
| 副分団長 | 年額 | ５７，０００円 | （現行どおり） |
| 部長 | 年額 | ４３，０００円 | （現行どおり） |
| 班長 | 年額 | ４０，０００円 | （現行　３３，０００円） |
| 団員 | 年額 | ３６，５００円 | （現行　１９，０００円） |
| 支援団員 | 年額 | ５，０００円 | （現行どおり） |

（２）出動報酬

| | | | |
|---|---|---|---|
| 災害（３時間以内） | １回 | ３，０００円 | （現行　１，６００円） |
| 災害（３時間超～５時間以内） | １回 | ５，０００円 | （現行　１，６００円） |
| 災害（５時間超） | １回 | ８，０００円 | （現行　１，６００円） |
| 警戒 | １回 | ２，０００円 | （現行　１，６００円） |
| 訓練 | １回 | ２，０００円 | （現行　１，５００円） |

2　審議の内容

（1）本市における消防団活動の重要性に鑑み、組織、体制の維持を図るため、消防団員の処遇改善として、報酬の額等を改定することについて異論はない。

（2）年額報酬及び出動報酬の改定額について、消防庁長官通知に基づいており、近隣の自治体との均衡も図られる内容となっていることから、適当であると考える。

以上のことなどを踏まえ、審議会における議論を総合的に勘案し、京丹後市消防団員の報酬の額等の改定について、班長及び団員の年額報酬を引き上げ、また現行の出動手当を出動報酬として区分ごとに報酬額を設けることについて適当であるとの結論に達した。

【付帯意見】

仕事や育児等の事情により消防団活動に従事困難な消防団員について、消防団において状況把握等の上、休団制度等を検討されたい。

3　参考

審議会の開催状況

第１回審議会　令和４年１月１８日

京丹後市特別職報酬等審議会

| | |
|---|---|
| 会　　長 | 中井　均 |
| 職務代理 | 藤井　美枝子 |
| 委　　員 | 糸井　ゆかり |
| 委　　員 | 梅田　豊子 |
| 委　　員 | 道家　徹司 |